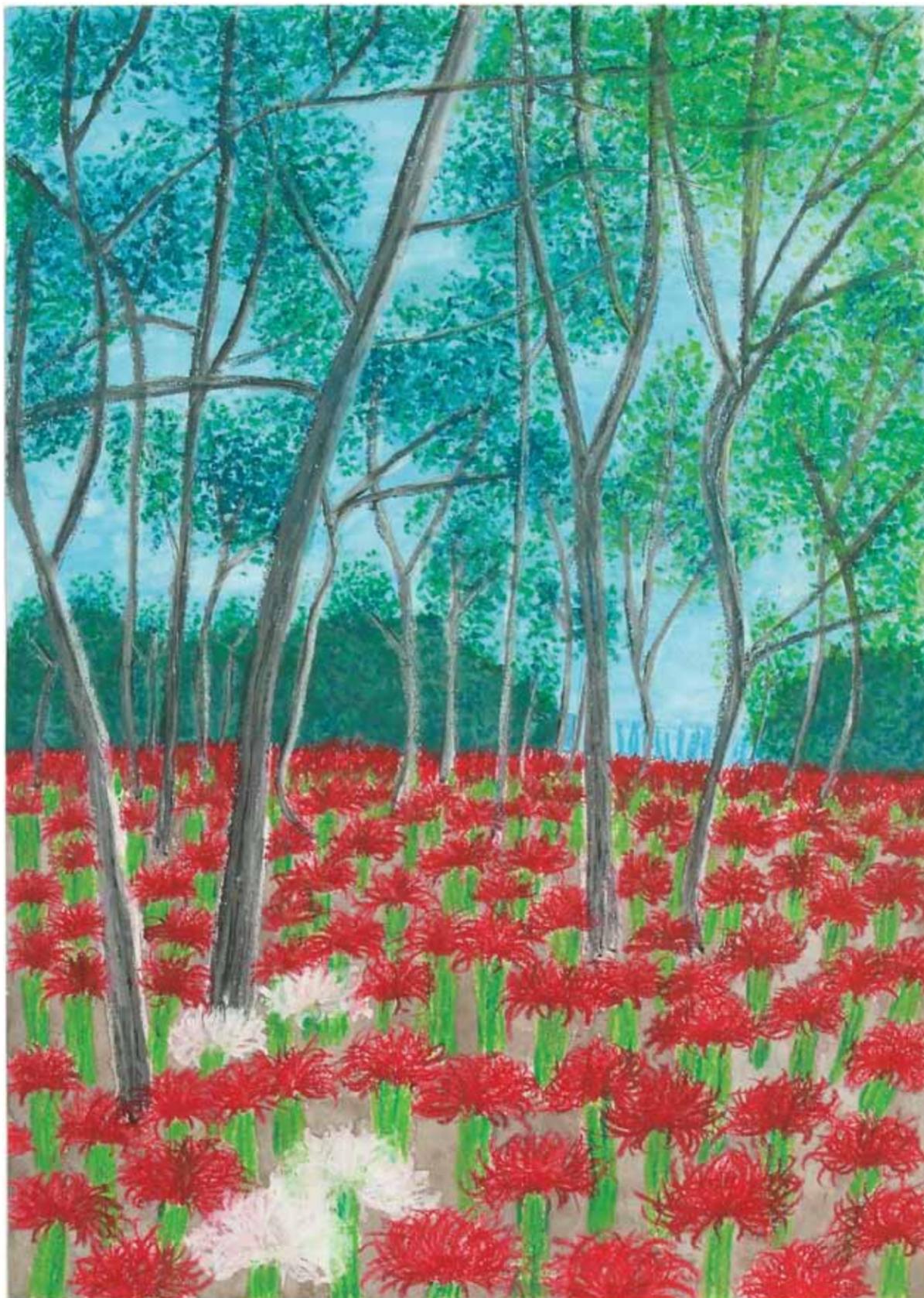


住んでよいまち

訪ねてよいまちをめぐりて



「祖光院の彼岸花」

松戸市小中学生観光絵画展
松戸市長賞受賞作品



中部小学校 4年
西川 拓吾さん

もくじ

- 市民税・県民税の申告について …… 2～3
松戸税務署からのお知らせ …… 3
- 固定資産税・都市計画税 …… 4～5
- 軽自動車税 …… 6
市税1万円の使いみち …… 6
- 市税の納期内納付にご協力を …… 7
- 中学生の税についての作文 …… 8

皆さんに納めていただいた市税は、市民生活を豊かにするために、市が行う社会福祉の充実、ごみ対策や保健衛生の充実、教育・文化・スポーツの振興、道路・河川・公園などの整備、消防・防災対策の充実、商工業や農業の振興など、さまざまな事業や施策に要する費用に充てられています。
この税特集号は、このような貴重な財源としての市税のあらましについてまとめたものです。

このまち・松戸
あなたの税が
いきっています

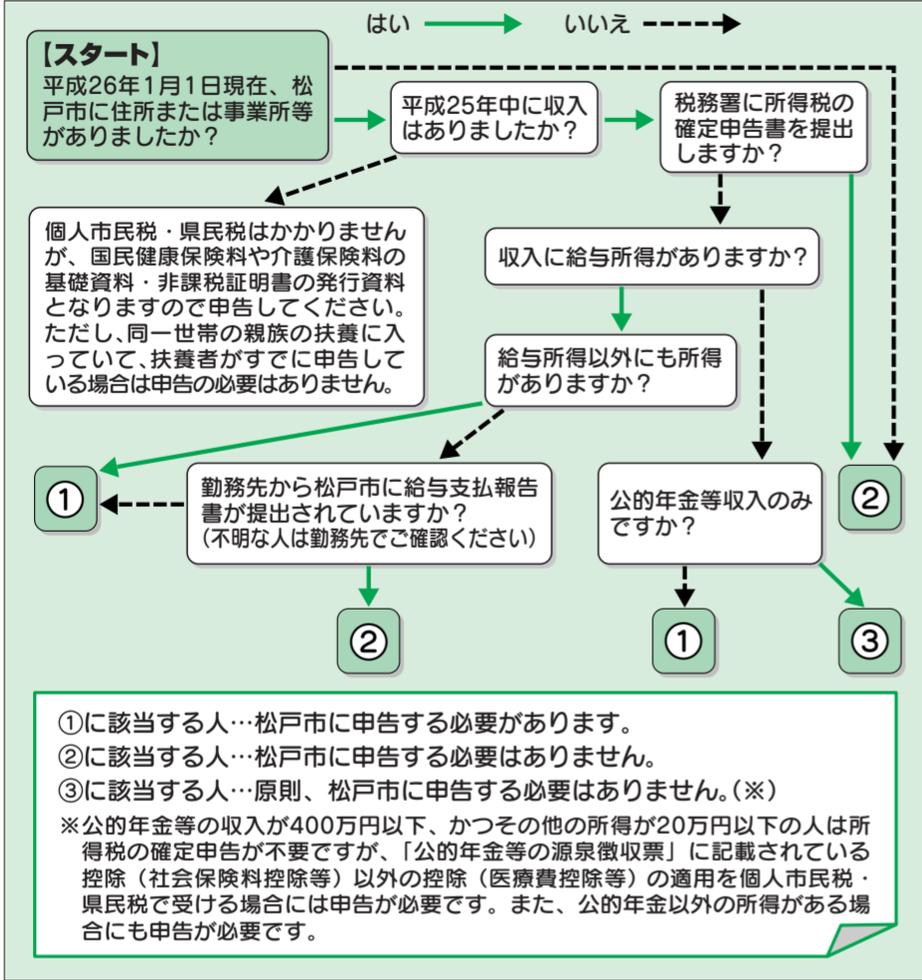
の申告について

申告書はご自分で書いて、提出は便利な郵送をご利用ください

問 市民税課 (個人) ☎366-7322
(法人) ☎366-7136

✉ mcshiminzei@city.matsudo.chiba.jp

申告が必要な人



申告受付会場

受付会場…市役所本館2階 大会議室・各市民センター等 (受付日は3ページのとおりです)

受付時間…9時～11時30分・13時～16時30分
※介添えの必要な人は、下記の会場が便利です。

1階またはエレベーター等が設置されている会場

- 市役所 本館2階 大会議室 (階段昇降機・エレベーターあり)
- 常盤平市民センター 1階
- 小金保健福祉センター 3階 (エレベーターあり)
- 小金原市民センター 2階 (エレベーターあり)
- 六実市民センター 2階 (エレベーターあり)

個人市民税・県民税の概要

松戸市の個人市民税は、毎年1月1日現在、松戸市に居住している個人に課税される税金で、前年一年間の所得を基に計算されます。なお、個人県民税は個人市民税と一緒に納めていただき、市を經由して県へ送られています。

※個人市民税・県民税は地方税法により税率が定められていますので、市町村により税率が異なることは原則ありません。

個人市民税・県民税の申告書

個人市民税・県民税の申告書は、2月上旬に、原則として前年に個人市民税・県民税の申告をし、確定申告が不要だった人、前年に会社を退職した人、前年に松戸市へ転入した人へ郵送しています。なお、申告書は市民税課、各支所、申告会場に備えてあります。

申告に必要なもの

申告書、給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票、国民健康保険や国民年金等社会保険料の控除証明書(国民年金については支払いを証する書類)、生命保険料・地震保険料、長期損害保険料(平成18年以前に契約したもの)の払込証明書、認め印、銀行等の口座番号(所得税還付の場合)

郵送による申告受付

毎年、各申告会場が大変混雑するため、郵送による申告をお勧めします。申告書に氏名・住所・連絡先を記入して、押印の上、右記の「申告に必要なもの」を同封して、「〒271-8588 松戸市役所 市民税課」までお送りください。控除が必要な人は、切手を貼り住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

*申告書には必ず連絡先を記入してください。

平成26年度個人市民税・県民税にかかる主な税制改正

●均等割税率の改正

東日本大震災からの復興を図ることを目的として、東日本大震災復興基本法の第2条に定める基本理念に基づき、平成23年度から平成27年度までの間において地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時措置として個人市民税・県民税の均等割の標準税率について地方税法の特例が定められました。この特例により平成26年度から平成35年度までの10年間に限り、個人市民税・県民税の均等割の標準税率について、市民税に五百円、県民税に五百円が加算されます(表1参照)。

●給与所得控除の改正

その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合の給与所得控除について、二百四十五万円の上限が設けられます(表2参照)。

表1 特例による均等割額

均等割	現行 (平成25年度まで)	特例期間 (平成26年度から平成35年度)
	市民税	3,000円
県民税	1,000円	1,500円
合計	4,000円	5,000円

※均等割のかからない人については、加算額についても課税されません。

表2 給与所得控除速算表(改正部分)

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
1,000万円超	給与収入金額×5% +170万円	給与収入金額×5% +170万円
1,500万円以下		
1,500万円超		245万円

※給与所得額は給与収入金額から給与所得控除額を差し引き算出します。

医療費控除

納税者本人やその家族が病気を支払った場合には、高額な医療費を支払った場合には、申告することにより一定金額の所得控除が受けられ、所得税額や個人市民税・県民税額が軽減される場合があります。

●医療費控除が受けられるのは、

パート収入金額	所得税	個人市民税・県民税		夫・妻の所得から(参考)	
		個人市民税・県民税	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者特別控除
100万円以下 (所得35万円以下)	かからない	かからない	受けられる	受けられない	受けられない
100万円超 (所得35万円超)～ 103万円以下 (所得38万円以下)	かからない	かかる	受けられる	受けられない	受けられない
103万円超 (所得38万円超)～ 141万円未満 (所得76万円未満)	かかる	かかる	受けられない	受けられる	受けられる
141万円以上 (所得76万円以上)	かかる	かかる	受けられない	受けられない	受けられない

パート収入の非課税限度額

パート収入は、通常給与所得となります。給与所得は、パート収入から給与所得控除額(最低六十五万円)を引いた金額です。パート収入が百万円以下の場合、個人市民税・県民税は、課税されません。また、百三万円以下であれば、その人の配偶者は配偶者控除を受けることができます。配偶者の所得の非課税限度額と配偶者控除・配偶者特別控除の関係は左記の表のとおりです。

所得税から住宅ローン控除を引ききれなかった人

平成21年～25年までの間に入居し、所得税の住宅ローン減税(住宅借入金等特別控除)を受けた人で、所得税において控除しきれなかった金額がある場合は、翌年度の個人市民税・県民税において住宅ローン控除(上限九万七千五百円)が適用されます。

なお、平成11年～18年までの間に入居し、平成19年分からの所得税の住宅ローン減税を受けている人も引き続き対象となります。

市民税・県民税

申告期間 2月17日(月)～3月17日(月)
受付時間 9時～11時30分 / 13時～16時30分

※市役所本館2階大会議室では市民税・県民税申告書の受け付けのみを行い、所得税の確定申告書の作成は行いません。ダイエー松戸西口店6階の確定申告書作成会場をご利用ください。

各会場での受付日は下表のとおりです(○印が実施日) ※土・日曜日の受け付けは行っていません。

会 場	2 月										3 月											
	17(月)	18(火)	19(水)	20(木)	21(金)	24(月)	25(火)	26(水)	27(木)	28(金)	3(月)	4(火)	5(水)	6(木)	7(金)	10(月)	11(火)	12(水)	13(木)	14(金)	17(月)	
市役所本館2階大会議室	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
常盤平市民センター1階	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
新松戸市民センター2階	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○
小金原市民センター2階	○	○	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○
六実市民センター2階	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小金保健福祉センター3階	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
矢切支所2階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

馬橋支所は会場の都合により受け付けを行っていません。また、東部支所についても、平成26年度の申告に限り、会場の都合により受け付けは行いません。

※各会場とも駐車場の数が限られています。ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

- ① 年金特別徴収が停止になる場合
特別徴収されている年金の支給を受けなくなった場合
- ② 特別徴収されている年金受給者が転出・死亡した場合
- ③ 松戸市の介護保険料を年金から引けなくなった場合
- ④ 所得税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料、個人市民税・県民税の合計額が特別徴収対象年金の支払額を超える場合
- ⑤ 納税通知書発送後に年税額が変更になった場合や、公的年金が

- ① 老齢基礎年金等の給付額の年額が十八万円未満の人
- ② 当該年度の特別徴収税額が所得税、介護保険料、国民健康保険料および後期高齢者医療保険料を控除した後の老齢基礎年金等の給付額を超える人
- ③ 当該年度の初日の属する年の1月1日以後引き続き松戸市に住所を有しない人
- ④ 松戸市の介護保険料が年金から引き落としされていない人

● 対象となる人
前年中に公的年金等の支払いを受けた人で、特別徴収する年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人が対象となります。ただし、次の場合には特別徴収の対象となりません。

● 公的年金等にかかる個人市民税・県民税については、公的年金等受給者の納税の便宜や個人市民税・県民税徴収の効率化を図るため、老齢基礎年金等から特別徴収(引き落とし)の方法によって徴収するものとされています。

公的年金等にかかる個人市民税・県民税の徴収方法について

法人の区分	均等割額(年額)		税率
	資本金等の額	市内の従業者数	
均等割	1千万円以下	50人以下	12.3%
		50人超	
	1千万円超1億円以下	50人以下	
		50人超	
	1億円超10億円以下	50人以下	
		50人超	
10億円超50億円以下	50人以下		
	50人超		
50億円超	50人以下	14.7%	
	50人超		

● 法人市民税
市内に事務所・事業所を有する法人に課税します。内容は、資本金等の額・従業者数により区分される「均等割」と、資本金等の額・法人税額により区分した「法人税割」からなります。原則として、事業年度終了の日から2カ月以内に確定申告をして納めます。また、事業年度が6カ月を超える法人は前事業年度の法人税額により、中間(予定)申告納付をする必要があります。

公的年金からの特別徴収(引き落とし)の例

徴収方法	普通徴収(自分で納付)		特別徴収(引き落とし)		
	1期(6月末)	2期(8月末)	10月	12月	2月
徴収月	—	—	—	—	—
税額(円)	3,000	3,000	2,000	2,000	2,000

※公的年金等に係る年税額が12,000円で、次年度も同額の場合。

らの特別徴収税額が変更になった場合

- 申告書は自分で書いて、提出はお早めに
- 所得税および復興特別所得税の申告と納税は、3月17日(月)まで
- 贈与税の申告と納税は、3月17日(月)まで
- 個人事業者の消費税の申告と納税は、3月31日(月)まで
- 平成23年分の課税売上高が1千万円を超える人または消費税課税事業者選択届出書を提出している人は消費税の申告が必要で、申告書の作成を税理士に依頼さ



● 開設期間 3月17日(月)まで
 ※土・日曜日、祝日を除きますが、2月23日、3月2日の日曜日は開場します。
 ● 相談受付 9時から16時まで(ただし、提出のみの場合は17時まで)
 ● 注意事項 開設期間中は税務署内に「確定申告書作成会場」はありません。ただし、申告書の提出のみの場合は受け付けています。(土・日曜日、祝日を除く)
 ● 会場には無料の駐車場はありますが、ご来場の際は公共交通機関をご利用ください。

● 所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税の確定申告書作成会場を「ダイエー松戸西口店6階」に開設しています

● 納税は便利な振替納税で
 ● 所得税の振替日：4月22日(火)
 ● 消費税の振替日：4月24日(木)
 お申し込みは税務署または金融機関へ。
松戸市税務署
 〒271-8533
 松戸市小根本53の3
 ☎ 363-1171(代表)

● 郵便または信書便で提出する人は、封筒の裏面に、住所・氏名をお書きください。また、申告書の控えに受付印が必要な人は、控えもボールペンで記載し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
 ※申告書・届出書等は「信書」に該当しますので、郵便または信書便で送付してください。

● 申告書の提出は郵便・信書便でも受け付けています
 ● e-Taxのメリット
 ① 医療費の領収書や源泉徴収票等、添付書類の提出または提示を省略することができます。
 ② 還付金を早く受け取ることができます。
 ※詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
 (URL) <http://www.nta.go.jp>

● 国税庁ホームページで申告書を作成できます
 ● 所得税および復興特別所得税・消費税・贈与税の確定申告等が国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を使えば、24時間いつでも作成できます。作成した申告書等は郵送等で提出してください。
 ● また、e-Taxを利用すれば作成した申告書データに電子証明を添付して、そのまま送信することができます。

6年度

税率 **0.23%** (制限税率 0.3%)

都市計画税

☎ 固定資産税課 ☎ 366-7323

✉ mckoteishisan@city.matsudo.chiba.jp

固定資産税

固定資産税は、1月1日現在で、固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している人が納税義務者となり、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。



評価替え

固定資産の評価替えとは、地方税法で定められた固定資産評価基準に基づき、3年に一度の基準年度(前回は平成24年度)に土地・家屋の評価を見直すことをいいます。

原則として価格は3年間据え置かれますが、地価が下落し、価格を据え置くことが適当ではないと認められる地域の土地については、平成26年度においても、基準年度の価格にその下落状況を反映させる修正を加えて、評価の適正化・均衡化を図ります(償却資産は毎年度評価を見直します)。

土地

●評価のしくみ

土地の評価は地方税法に定める「固定資産評価基準」に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

●地目

地目とは、宅地・田・畑・鉱泉地・池沼・山林・牧場・原野および雑種地をいいます。ただし、松戸市では鉱泉地・牧場・原野に該当する土地はありません。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、1月1日(賦課期日)の利用状況(現況地目)によります。

●地積

地積は、原則として登記簿に記載されている地積によります。

価格(評価額)

価格とは、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価された額を市長が決定し、固定資産課税台帳に登録したものをいいます。

●路線価等の公開

納税者の皆さんに、土地の評価に対する理解と認識を深めていただくために、価格の基礎となる路線価および標準宅地の所在を公開しています。

●路線価とは

宅地の価格を決定するうえで基礎となる価格で、具体的には道路に面した標準的な宅地の一平方メートルあたりの価格をいいます。

宅地の価格は、この路線価に基づいてそれぞれの宅地の状況(間口・奥行・形状等)に応じて求められます。

●標準宅地とは

市内の地域ごとの主要な道路に接した標準的な宅地をいいます。主要な道路の路線価は、この標準宅地についての地価公示価格等の七割を基にして求められます。その他の道路については、主要な道路の路線価を基にして道路の幅員や公共施設からの距離などに応じて求められます。

なお、路線価および標準宅地については市のホームページ「地図情報提供サービス」内で公開しています。
<http://www.sonicweb-as.jp/matsudo/>

●課税標準額

地方税法の定めにより、本来は価格が課税標準額(本則課税標準額)となりますが、住宅用地等については、課税標準の特例が設けられており、価格に特例率を乗じた額が本則課税標準額となります。

また、税負担の調整措置が適用される場合の課税標準額は、本則課税標準額が上限となり、これにより据え置きや引き下げとなることもあります。

※税相当額=課税標準額×税率

価格(×特例率) = 本則課税標準額 (本来の課税標準額)



●住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地は、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。

○小規模住宅用地

・二百平方メートル以下の住宅用地(二百平方メートルを超える場合は住宅一戸あたり二百平方メートルまでの部分を小規模住宅用地とします)。
・小規模住宅用地の課税標準額については価格の六分の一の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は三分の一)。

○一般住宅用地

・小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地とします。たとえば、三百平方メートルの住宅用地(二戸建住宅の敷地)であれば、二百平方メートルが小規模住宅用地で、残りの百平方メートルが一般住宅用地となります。

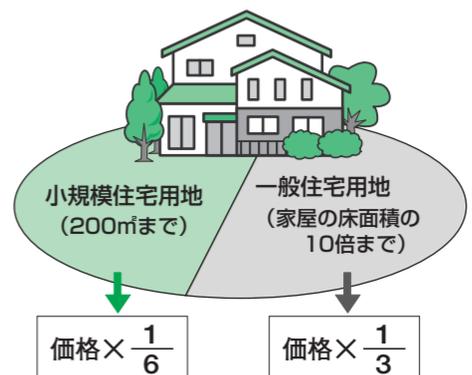
・一般住宅用地の課税標準額については、価格の三分の一の額とする特例措置があります(都市計画税の特例率は三分の一)。

●住宅用地の範囲

①専用住宅(もっぱら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地。その土地の全部(家屋の床面積の十倍まで)
②併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋のうち、家屋の床面積に対する居住部分の割合が

四分の一以上あるもの)の敷地の用に供されている土地。その土地の面積(家屋の床面積の十倍まで)に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地。
○住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一面地をいいます。従って、1月1日(賦課期日)において新たに住宅の建築が予定されている土地、あるいは住宅が建築されつつある土地は、特例が適用されません。ただし、建て替え建築中等で一定の要件を満たすと認める土地

1月1日現在で住宅用地かどうか判定



については、住宅用地として取り扱います。

固定資産税

Q & A

Q 売り主の「Aさん」は平成25年12月に自己所有地の売買契約を締結し、平成26年1月10日には買い主の「Bさん」への所有権移転登記を済ませました。平成26年度の固定資産税は誰に課税されますか。

A 平成26年度の固定資産税は「Aさん」に課税されます。地方税法の規定により、平成26年度の固定資産税は、平成26年1月1日(賦課期日)現在、登記簿に所有者として登記されている人に対して全額課税することになっており、この場合、このような場合、税金の負担方法については、売り主と買い主の間で契約書等によって取り決めることが多く行われています(家屋の売買があった場合にも同様の取り扱いとなります)。

Q 昨年、畑を駐車場にしたところ、今年度の課税地目が雑種地となりました。登記

A 土地の評価は、地目の別により行われることになっており、この場合の地目の認定に当たっては、この土地の現況および利用目的に重点を置き、部分的に僅少の違いの存するときであっても、土地全体としての状況を観察して認定するものとされています。登記地目がたとえ畑であっても現況地目は雑種地となります。

Q 平成26年1月20日に取り壊した家屋についても、平成26年度の固定資産税の課税対象となりますか。

A 固定資産税は、1月1日(賦課期日)現在に所在している固定資産を課税対象として課税されます。したがって、平成26年1月20日に取り壊された家屋も1月1日には存在していたことから、平成26年度の固定資産税の課税対象となるものです。

税率 1.4%

固定資産税

実地調査にご理解とご協力をお願いします

(固定資産評価補助員証を持った職員が伺います)

- 土地調査
地方税法の規定に基づき利用状況などの調査を行っていますので、ご協力ください。
- 家屋調査
家屋の評価額を算出するには、家屋内部を拝見し、仕上げ材料などを調査する必要があります。なお、建築関係書類の用意をお願いしますので、ご協力ください。

家屋

●評価のしくみ

家屋の評価は地方税法に定める「固定資産評価基準」に基づき、木造と木造以外の家屋の区分により価格を求めます。市の職員が家屋の間取りや仕上げ材料などを調査し、建築後の経過年数による「経年減点補正率基準表」を適用して評価します。

●新築住宅に対する税の減額措置

平成26年3月31日までに新築された住宅・アパート・マンション等の居住用家屋は、次の要件を満たす場合、新築後一定の期間、住居面積百二十平方メートルまでの税額の二分の一の額を減額します。

●要件

居住面積が五十平方メートル(貸家共同住宅は、一戸あたり四十平方メートル)以上二百八十平方メートル以下

●手続き

書類等の提出は必要ありません。

●認定長期優良住宅を新築した場合の固定資産税の減額措置

長期優良住宅の認定を受けた住宅で平成26年3月31日までに新築

した場合、新築後5年間(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年間)、その住宅の固定資産税額(二戸あたり百二十平方メートル相当分まで)の二分の一の額を減額します。

●手続き

新築された翌年の1月31日までに認定通知書の写しを添付して固定資産税課に申告してください。

●既存住宅を耐震改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

昭和57年1月1日以前から所在している住宅で、平成27年12月31日までに、次の①から③の要件を満たす耐震改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額(一戸あたり百二十平方メートル相当分まで)を翌年度に限り、二分の一の額を減額します。

●要件

- ①建築基準法の現行耐震基準(昭和56年6月施行)に適合する耐震改修であること
- ②耐震改修の費用が一戸あたり五十万円超であること(平成25年4月1日前に、契約が締結された場合は、契約をした日を証する書類を提出することにより、三十万円以上で減額の対象となります)
- ③耐震基準に適合した改修工事であること(の証明書(※)が必要 ※証明書は建築士等が証明する指定の書類)

●手続き

改修工事完了後、3カ月以内に関係書類等を添付し、固定資産税課に申告してください。

●高齢者等の居住する既存住宅をバリアフリー改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

平成19年1月1日以前から所在する次の要件Aに該当する住宅で、平成28年3月31日までに要件Bの改修工事を行った場合、そ

の住宅の固定資産税額(一戸あたり百平方メートル相当分まで)を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

●要件

A ①六十五歳以上の者 ②要介護認定または要支援認定を受けている者 ③障害者の人のいずれかが居住する住宅(賃貸住宅を除く)

B ①廊下の拡幅 ②階段の勾配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの設置 ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え

⑧床表面の滑り止め化のいずれかに該当するバリアフリー改修工事(補助金を除く自己負担額が一戸あたり五十万円超であること(平成25年4月1日前に、契約が締結された場合は、契約をした日を証する書類を提出することにより、三十万円以上で減額の対象となります))

●手続き

改修工事完了後、3カ月以内に改修工事明細書・写真等関係書類を添付して固定資産税課に申告してください。

●既存住宅を省エネ改修した場合、固定資産税の減額措置が受けられます

平成20年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く)で、平成28年3月31日までに要件Aおよび要件Bを満たす改修工事を行った場合、その住宅の固定資産税額(一戸あたり百二十平方メートル相当分まで)を翌年度に限り、三分の一の額を減額します。

●要件

A ①窓の断熱改修工事(二重サッシ化・複層ガラス化など)

②床の断熱工事 ③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事(②③④は、①と併せて行う)のいずれかに該当する省エネ改修工事(改修工事の費用が一戸あ

たり五十万円超であること(平成25年4月1日前に、契約が締結された場合は、契約をした日を証する書類を提出することにより、三十万円以上で減額の対象となります)

B 建築基準法の現行省エネ基準に適合した省エネ改修であること

※省エネ基準に適合した改修工事であることの証明書(建築士等が証明する指定の書類)が必要です。

●手続き

改修工事完了後、3カ月以内に関係書類を添付して固定資産税課に申告してください。

償却資産

償却資産は、土地・家屋以外のもの、法人・個人事業者を問わず、その事業のために用いることができる資産(構築物、機械、器具・備品など)をいいます。

●申告について

市内に事業用の償却資産を所有している人(市内の他の事業者に貸し付けているものを含む)は、毎年1月1日現在の資産所有状況を1月31日までに申告してください。

※社宅・寮・賃貸マンション等を所有し、エレベーターが設置されている建物は、その動力設備としての変電設備、また、敷地内に駐車場および植栽等を施している場合も償却資産としての申告対象となります。

償却資産の申告はお済みですか?

平成26年度の申告が済んでいない人は、至急申告してください。

している事業者が申告をし、その申告した資産(構築物、機械、器具・備品など)の取得価額および取得年月を基準として、各資産の耐用年数に応ずる減価率を基本として評価します。

●電子申告が便利です

地方税ポータルシステム(eL TAX)を利用し、インターネットによる電子申告も受け付けています。ぜひご利用ください。詳細については、市のホームページをご覧ください。

都市計画税

都市計画税は都市計画事業、または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、原則として都市計画法による市街化区域内の土地・家屋の所有者が固定資産税とともに納める税金です。

固定資産の縦覧

縦覧とは、納税者が所有する自己の土地・家屋の価格を市内の他の土地・家屋と比較して、適正かを確認できる制度です。

縦覧期間

4月1日(火)〜30日(水)(土・日曜日、祝日を除く8時30分〜17時まで)

場所

市役所新館2階 固定資産税課 ※本人確認できる物(運転免許証・保険証等・法人の場合は代表者印)を持参してください。

代理人の場合は委任状が必要です。なお、法人の場合は委任した法人の代表者印を押印してください。

※自己所有の固定資産の課税内容については、縦覧の開始と同時に届出書に送付されている納税通知書につづられている「課税資産の内訳」でも確認できます。

軽自動車税

廃車、名義変更などの手続きはお早めに

問 税制課 ☎366-7321

✉ mczeisei@city.matsudo.chiba.jp

軽自動車税

軽自動車税は、4月1日現在に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している登録名義人に納めていただく税です。

●松戸市ナンバーの手続き

必要書類等および本人確認ができる物(運転免許証等、官公署発行の顔写真付きの物)を持参の上、手続きをしてください。

【必要書類等】

○新規登録

販売証明書・登録する人の認め

○印

標識(ナンバープレート)・標識交付証明書・登録されている人の認め印

※標識をき損・紛失した場合には弁償金(二百円)が必要です。

○名義変更

標識(ナンバープレート)・標識交付証明書・譲渡証明書・登録する人の認め印

●野田・習志野ナンバーの手続き
市では手続きができませんので、下記の手続き場所を参照の上、千葉運輸支局、軽自動車検査協会にお問い合わせてください。

●納税の方法

6月2日(月)までに納税通知書により納めてください。

●減免について

体の不自由な人などが生活(仕事・通勤・通学・通院など)のために軽自動車等を使用する場合には、申請により税の減免を受けられる場合があります。お問い合わせください。

●お願い

平成26年度納税通知書は5月12日(月)発送予定です。納税通知書が届かない人は、早めに連絡してください。

軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

●軽自動車等を譲渡、または盗難などですべてに所有していない場合には、廃車・名義変更などの手続きが必要です。手続きをしない場合には、平成26年度以降も納税義務が発生します。

●廃車・名義変更などの手続きは4月1日(火)までにお願います。
●廃車・名義変更または住所変更の手続きを忘れたため「納税通知書が送付された」届かなかったなどの例が多くなっています。このようなトラブルを防止するためにも、できるだけ本人が直接手続きをしてください。他の人に依頼した場合には、必ず確認をお願いします。

●自賠責保険・共済の期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済に加入していない状態で運転すると罰せられることがあります。

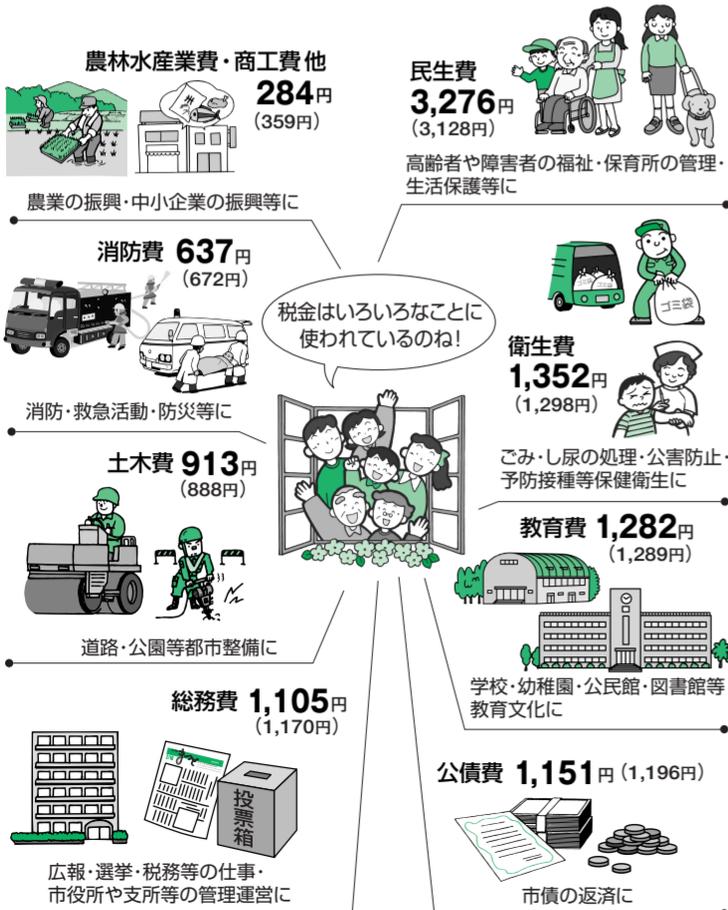
軽自動車などの廃車、名義変更、住所変更の手続きをお忘れなく

【軽自動車の廃車、名義変更などの手続き場所】

車種	手続き場所
原動機付自転車 小型特殊自動車	松戸市役所 税制課(本館2階) ☎366-7321 および各支所
二輪車 (125ccを超えるもの)	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所 テレホンサービス ☎050-5540-2023
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 千葉事務所野田支所 ☎04-7120-2020

市税1万円の使いみち

市では、皆さんが健康で快適に過ごせるように、福祉・教育・健康・道路・住宅・消防といった市民生活に欠かせない仕事を行っています。これらの仕事を行う上で必要な財源のうち、市税は歳入予算の約50%を占める最も貴重なものです。そこで、市税がどのような仕事に使われているかを「市税1万円の使いみち」として図に表してみました。



※平成25年度一般会計予算(9月補正後)の各費目に対する税等一般財源の割合による配分です。
※カッコ内の数字は、前年度同期のものです。

軽自動車税 Q & A

Q 友人から原動機付自転車を譲ってもらいました。その場合の手続きは?

A ナンバープレート・標識交付証明書(廃車済みの場合)、ナンバーと標識交付証明書の代わりに廃車申告受付書・譲渡証明書(車名・車台番号・排気量、譲る人・譲られる人の住所、氏名等を記載し、認め印を押ししたもの)・登録する人の認め印・本人確認ができる物(運転免許証等、官公署発行の顔写真付きの物)を持参して名義変更の手続きをしてください。

Q バイクが盗難に遭いました。その場合の手続きは?

A 警察署に盗難の届けを出していただければ、届け出た警察署に、届出日・受理番号・盗難日を問い合わせ、廃車の手続きをしてください。盗難日にさかのぼり登録の抹消をします。盗難の届けを出していない場合は、ナンバープレートの弁償金として二百円の費用がかかります。廃車手続きをした日で登録を抹消します。

Q 4月1日(火)までに廃車手続きをすれば、平成26年度の課税はされませんか?

A 4月18日に軽自動車を名義変更し、所有していませんが、5月に納税通知書が届きました。何かの間違いでは?

A 軽自動車税は4月1日に登録があれば、その年度は課税されます。また、月割り課税制度がありませんので、届いた納税通知書で納付してください。なお、4月2日以降の名義変更で新しく所有者になった人は、その年度の納税義務はありません。

Q 現在、使っていないバイクなのに税金を払うの?

A 軽自動車税は、軽自動車を所有している、毎年4月1日に登録している人に課税されます。使用不能場合でも、廃車手続きをしないと軽自動車税は課税され続けます。

【オリジナルナンバープレートを交付します】

市制施行70周年記念のロゴマークを活用した原動機付き自転車のナンバープレートを3,000枚限定で交付します。

- 交付開始日 2月17日(月)
- 交付窓口 税制課(本館2階)および各支所。ただし、各支所では、50cc以下(白)のみの交付となります。

交付対象車種	塗色
50cc(または600w)以下のもの	白
50ccを超え90cc(または600wを超え800w)以下	黄
90ccを超え125cc(または800wを超えるもの)以下	桃

※希望ナンバーの募集受付は終了しました。



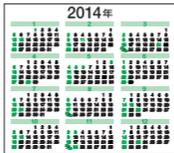
市税の納期内納付にご協力を

問 収納課 ☎366-7325

✉ mcsuunou@city.matsudo.chiba.jp

◎納める期限は

平成26年度市税の納期限



●市民税・県民税(普通徴収分)

期別	納期限
第1期	6月30日(月)
第2期	9月1日(月)
第3期	10月31日(金)
第4期	翌年1月5日(月)

●固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)

期別	納期限
第1期	4月30日(水)
第2期	7月31日(木)
第3期	12月1日(月)
第4期	翌年2月2日(月)

●軽自動車税

期別	納期限
全期	6月2日(月)

◎納める場所は

市税取扱金融機関等納付場所



- 松戸市
市役所収納課および各支所
- 銀行
千葉・みずほ・三菱東京UFJ・りそな・埼玉りそな・三井住友・常陽・筑波・千葉興業・京葉・東日本・東京スター・群馬
- 信託銀行
三井住友
- 信用金庫
東京ベイ・朝日・東京東・亀有・城北
- 信用組合
銚子商工
- 農業協同組合
とうかつ中央
- その他
商工組合中央金庫・中央労働金庫
- 全国のゆうちょ銀行および郵便局
- 下記のコンビニエンスストア

(平成26年1月31日現在)

市税は、納税者の皆さんに納期内に納めていただくものです。税金を納期限までに納めないと、市役所から督促状が出されます。そのままにしておくと財産(不動産、給与、預金等)の差し押さえ、公売などの強制処分を受けることとなります。また、納期限の翌日から延滞金がかかります。納期内納付にご協力ください。



コンビニ・ペイジーを利用した納付について

コンビニエンスストアや金融機関のATM・インターネット(モバイル)バンキングを利用して市税を納めることができます。

【取り扱い税目】

市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

【コンビニからお支払いの場合】

●バーコードが印字された納付書で納付でき、手数料はかかりません。

- 現金のみの納付となります。
- 納付書一枚につき、三十万円を超える場合は、納付できません。
- 納期限が過ぎてしまった納付書は、取り扱いできません。
- 利用できるコンビニエンスストアは次の通りです。
- ☆ココストア/エブリワン
- ☆コミュニティ・ストア
- ☆サークルK/サンクス
- ☆スリーエフ
- ☆セイコーマート/スーパー北海道
- ☆ハセガワストア/タイイー
- ☆セーブオン
- ☆セブンイレブン
- ☆デイリーヤマザキ/ヤマザキペイリーストア/ヤマザキペイリーストア/ヤマザキペイリーストア/ヤマザキペイリーストア
- ☆ファミリーマート
- ☆ポプラ/くらしハウス/スリーエイト/生活彩家
- ☆ミニストップ
- ☆ローソン
- ☆M&K設置店
- コンビニでのお支払いの場合は、収納事故防止のため「領収証書」と一緒に「レシート」も必ずお受け取りください。
- ATM等のお支払いの場合】
下記ページマークの印字された納付書で、松戸市指定金融機関・松戸市収納代理金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局のATMのうち、ペイジーに対応したATMで利用できます。
- インターネット(モバイル)バンキングを利用して納付ができます(ペイジーに対応した金融機関との契約が必要です)。
- ATM等のご利用にあたっての【ご注意】
お支払いにあたり、手数料はかかりませんが、ATMの時間外利用手数料など、一部のサービス利用に対して手数料等がかかる場合があります。

市税の納付は、口座振替が安心・便利です

市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。一度手続きするだけで、納付のたびに金融機関やゆうちょ銀行および郵便局等へお出掛けになる必要もなく、翌年度以降も継続されます。

【申し込み方法】

「口座振替依頼書」に必要事項を記入の上、指定の金融機関、ゆうちょ銀行および郵便局の窓口へ直接お申し込みください。

「口座振替依頼書」は納税通知書(軽自動車税を除く)の中に添付してあります。また、市内の金融機関・ゆうちょ銀行および郵便局にも備え付けてあります。

【申し込みに必要なもの】

預貯金通帳、届け出印、納税通知書

【対象税目】

市民税・県民税(普通徴収分のみ)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税

【口座振替の開始】

申し込み日から2カ月以降の納期分から開始となります。

【取り扱い金融機関等】

市内に本・支店のある金融機関、全国のゆうちょ銀行および郵便局で取り扱います。

【振替口座の変更・解約】

新たに指定する金融機関等へ「口座振替依頼書」を提出してください。

【解約】

現在振替している金融機関等へ

「口座振替依頼書・解約届」を提出してください。

【振替方法】

全納払い、または各期別払いのいずれかを選択できます。

全納払いは、第一期の納期最終日に全額を引き落とします。

【その他】

●固定資産税で共有名義から単独名義への変更、あるいは共有持分の変更があると自動継続されませんので、新たに申し込みが必要となります。

●預貯金残高不足により、振替不能となった場合、再度振替はできませんので、ご注意ください。

納税相談のご案内

災害・廃業・失職・病気・盗難などの事由により納期内納付が困難となる場合には、お早めに収納課までご相談ください。

夜間納税相談窓口の開設

- ◎日時
・2月27日(木)
・3月27日(木)
17時～20時
- ◎場所
収納課(市役所新館2階)

本人確認のお知らせ

各種税証明書等の申請の際に、不正な申請を防止し、市民の皆さんの個人情報を守るため、窓口で申請者の本人確認書類の提示をお願いしています。

【本人確認書類】

運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード(写真付き)・在留カード等、本人であることを証明するものをお持ちください。

税務職員をかたった不審電話にご注意ください!

不審な点があるときは、各税務担当課にお問い合わせください。

松戸市長賞

『高齢化と税』

専修大学松戸中学校 3年
仲村 美里さん

私の祖父は高齢で身体障害者二級です。自宅にいる時の部屋の移動は、四つんばいで這い、外出時は車いすを利用しています。週に三回のデイサービスではいつも介護老人保健施設からの車に直接、車いすで乗り込み移動しています。その介護老人保健施設の福祉車両や障害者用改造車は、自動車税、自動車取得税が減免され購入しやすくなっています。また、車いすの購入に関しても一定の要件が整えば、消費税は課されません。これらの減免措置は国民の税金である国税や地方税等からの補助で成り立っていると思います。介護は祖母はじめ家族だけで解決するのではなく、社会全体で考えなくてはなりません。祖母も高齢のため、祖父の介護は一般的に言われている老老介護となり祖母自身の負担にもなります。その場合、父や母さらに兄や私も含め家族全員で介護をする状況になります。

松戸市議会議長賞

『新しい税の時代』

小金南中学校 3年
中墓 千智さん

税と私との出会いは幼稚園入園より前だった。ある日、母と買い物に行った百円ショップでレジの表示が百五円になっていたことに気づいた。母に尋ねると消費税だと言った。納税は国民の義務であり、政府の財源であり、それによって富の再分配、景気調整、国民の産業保護をしているとも教えてくれた。幼心に私は「そんなものがあるのか」と感じ、賢い方法だと納得した。その後、小学校に入学し教科書が無償で配布されたことが、初めて税を実感した瞬間だった。

いでは肉体的、精神的にかなり辛いものがありました。実際祖父の介護といっても、家族は仕事があったり学校に通ったりといつでもできるとは限らないのです。やはり介護老人保健施設を頼ることに悩むのですが、現実的にはその施設の数やそこに働く人材も不足している状況です。したがって、介護施設を増やすことや介護に関わる人材の育成が必要になります。一般企業に頼るだけでなく、国も協力していかなければならないのです。それに資金が必要で、資金問題を解決するためには、国の補助が欠かせない存在です。国の補助があつて初めて、十分な介護の諸問題解決に前進すると考えます。

生まれたものだと思ふ。では、日本にも現代の社会に合った税をつくるのはどうか。税収拡大はもちろん、国民にもっと興味を持ってもらい、今後の国を考えるきっかけになるはずだ。そこで、例えば何を課税の対象とするか。一つは、やはり他の国と同じように健康促進を目的とする。食生活の欧米化が進む中で日本でも糖尿病患者の増加や子供の肥満化などの問題が起きている。だから、ヨーロッパ諸国のように「ポテチ税」をかけるのもよいと思うし、また、肉食の比率が過剰に高まっているので肉類に課税するのはどうか。しかし、そういうと課税の対象となった物が売れなくなると思われるかもしれないが、それはいい。かつてタバコ税が施行されたがまだ吸う人はたくさんいる。課税するのは、食べるのを禁止するためではなく、あくまで減らす目的だ。また、ゲームに税をつくるのもどうかと思つた。しかし、これは個人の意見によって、偏りのない平等なものにしたい。

平成25年度 中学生の「税についての作文」優秀作品

松戸市では次代を担う中学生の皆さんから、今年度も「税についての作文」の募集を行いました。これは、中学生の皆さんに税に対する正しい知識を持ってもらうために、租税教室の開催と併せて、家庭・学校で学んだ税に関すること、マスコミ報道で知った税の話題などをテーマとした作文を書くことにより、税に対する理解を深めていただくことを目的として実施しています。

松戸市教育委員会委員長賞

『税金の大切さ』

新松戸南中学校 3年
萩 結風さん

「税金のおかげで、貴方達は、今、こうして生きていられることに感謝しなくちゃね」と普段とは、異なる真顔で、母は、話を始めました。近くのコンビニで、買い物をした折の、消費税の支払い額への不満を、私が口に出した時のことです。私は、未熟児双胎児としてこの世に、生を受けました。生まれた直後から、先天性の疾患を、いくつもわずらい、長い月日を、病院の中で経てきたそうです。両親は、担当医の先生からいくつもの重い病名を告げられた時に、これから先の医療費の、大きな額を、想像し、自宅を手放す覚悟もしたそうです。けれど同時に、未熟児養育医療給付制度という、制度があることも、教えられたそうです。

松戸市教育委員会教育長賞

『税と私たちの未来』

第二中学校 3年
吉永 かれんさん

最近ニュースや新聞で、「消費税の引き上げ」について取り上げられていくのを目にした。これまで5%だった消費税を、徐々に引き上げていくという内容らしい。私は正直、「消費税引き上げなんて嫌だ」と思つた。でもよく考えてみたら、私は税金の事について何も知らなかったのだ、知っていくところから始めようと思ひ、調べてみた。

患医療給付制度というものに助けられ、無事に中学生になれたという事でした。ファイリングされた古い書類（申請書類等）を見てもいいながら、「私が入院していた期間に、どれだけの税金を使わせて頂いたのだろうか。」と考えた時、消費税への不満を言っていた自分が少し恥ずかしくなりました。又父がその当時、制度の一部負担金を初めて支払いに行った時、負担金の額の低さに驚き、「申し訳ない。」旨の話をしたら、保健所の窓口の人は、「税金を納めてきた人の権利のひとつなのだから、気にせずに、今は子供さんが良くなる事だけを考えて下さい。」と言われたそうです。この時、父は、それまで夫婦共に、会社員で、その納税額の多さに、内心、不満を感じていたそうですが、突然、自分が沢山の税金を、使わせて頂く立場になり、ありがたみと反省を、思つたそうです。私自身も、この日を機会に、税金の事について、色々調べてみました。多くの税金が、多くの公共の場に使われているという事を再認識させられました。働く人々の義務として納められている日本の税金制度。けれども、近い将来、超高齢化社会となる事が予想されている日本。なのに、少子化のため、将来納税をする人口が、少なくなってしまうという現実。本当に必要とされる人へ、大切な税金が届く様、私達は、考えなければいけない所に、来ていると、改めて思ひました。私個人の、考えとしては、近い将来、税率が上がる事は仕方のない事と感じました。私の命が、大切な税に助けられたのなら、次の誰かの、命を助ける義務があると、思つたからです。

く影響していることも知った。日本では今、少子高齢化が問題になっている。もしこのまま高齢者が増え続ければ、当然介護サービス・医療サービスなどに必要なお金は増えていくことになる。ということは若者が減ってしまうと、将来的に若者一人あたりの税金の負担はとて大きく増える。今の日本の税金制度のままだと、そうしたことに対応できなくなってしまうのだ。

優秀賞

- | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|--|
| 一冊の教科書
未来を見据えて
税金と私たち
税金は共生社会の必要経費
税金の大切さについて
デトロイトの破綻から税金について考える | 加藤 仙 <small>かとう せん</small>
小前 鈴 <small>こまへ ねる</small>
藤波 椋 <small>ふなな ぼる</small>
波 椋 <small>なみ ぼる</small>
島 木 <small>しま き</small> | 子太 <small>こた</small> さん (第六中学校)
美太 <small>みた</small> さん (小金中学校)
久太 <small>くた</small> さん (第一中学校)
悠太 <small>ゆうた</small> さん (第三中学校)
悠巴 <small>ゆうぱ</small> さん (新松戸南中学校)
波巴 <small>なぱ</small> さん (第一中学校) | 税のあるべき姿
笑顔をつくる税
身の周りの税
私たちの暮らしを支える税金
社会人として生きるために | 宮黒 今 <small>みやくろ いま</small>
小長 <small>こなが</small> | 拓有 <small>たくあり</small>
島沢 石 <small>しまざわ いし</small>
沢 舞 <small>さわ まい</small>
舞 未 <small>まい み</small> | 常盤 平 <small>とこばん へい</small> (常盤平中学校)
海沙 <small>うみさ</small> さん (第四中学校)
沙 玄 <small>さ げん</small> さん (小金北中学校)
奈 奈 <small>な な</small> さん (聖徳大学附属女子中学校)
奈 央 <small>な おう</small> さん (第六中学校) |
|--|---|--|---|--|--|--|